

プラスチック分別回収方策に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和5年1月

石巻市 市民生活部 廃棄物対策課

1 調査の背景及び目的

脱炭素社会の実現、海洋プラスチックごみ問題への対応が、世界的な喫緊の課題となっており、国では令和3年6月に「プラスチック資源循環法（以下、「法」という。）」を制定するなど、プラスチックの資源循環を促進する重要性が高まっています。

本市では現在、ペットボトルを除くプラスチックごみは他の可燃ごみと併せて令和3年度で約8,813tを焼却処理しています。これを資源化することで、温室効果ガスの発生を大きく減らしていくことが可能となります。

しかしながら、法に基づき家庭から排出される容器包装プラスチック及び製品プラスチックについて「プラスチック資源」として分別回収することが求められることから、本市においてもプラスチックごみの分別回収、リサイクル方法を検討してまいりますが、プラスチックごみ削減への課題としてプラスチックごみの排出抑制、プラスチック製品使用を避けられるような生活環境づくりが重要であると考えております。

そのため、民間事業者の皆様の御意見を伺い、プラスチック分別回収に向けた事業手法や事業スケジュール等の詳細設計に役立てるため、サウンディング型市場調査（本調査）を実施いたします。

2 調査方法

本調査では、協力いただける民間事業者から、容器包装リサイクル法のリサイクルルート※1（以下「指定法人ルート」という。）又は法に基づき市が独自に再商品化事業者を選定し、国の認定を受けて資源化を行う手法※2（以下、「大臣認定ルート」という。）等について個別対話にて御意見を伺います。御意見を伺うにあたっては、事前に提案書を提出していただきます。

※1：国の指定法人である容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法

※2：法に基づき、市が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法

3 本市の現状

(1) 分別回収見込量

約1,432t

（内訳）・容器包装プラスチック 約1,241t

・製品プラスチック 約191t

(2) 施設所有状況

中間処理施設及び一時保管施設は有していません。

4 調査の内容

次の項目について御提案ください。

(1) 事業所で受入可能なプラスチックの基準

(2) 受入条件（荷姿、搬入条件(一括又は分別)等)

- (3) 受入可能量
 - (4) 受入可能時期
 - (5) 中間処理工程又は再商品化工程及び再商品化手法（エネルギー回収を除く）
 - (6) 中間処理又は再商品化に要する費用
 - (7) 処理先の施設が故障した場合の受入対応について
 - (8) 中間処理工程又は再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に向けた取組について
- ※その他項目についても自由に御提案ください。

5 調査対象者

指定法人ルートを活用したプラスチックの再商品化が可能又はこれから再商品化を行うための中間処理事業を行うことを計画している、大臣認定ルートを活用したプラスチックの再商品化が可能又はこれから再商品化事業を行うことを計画している法人や法人グループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (3) 宮城県暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 16 条第 1 項及び第 2 項に違反している者

6 調査スケジュール

実施要領の公表	令和 5 年 1 月 6 日（金）
質問の受付期限	令和 5 年 1 月 20 日（金）
質問への回答の公表	令和 5 年 1 月 27 日（金）
調査参加申込期限	令和 5 年 2 月 6 日（月）
提案書の提出期限	令和 5 年 2 月 6 日（月）
調査実施日時及び場所の連絡	令和 5 年 2 月 8 日（水）
調査の実施	令和 5 年 2 月 13 日（月）から 2 月 17 日（金）の間
実施結果概要の公表	令和 5 年 3 月

7 参加申込方法

- (1) 申込書類
サウンディング調査参加申込書（様式 1）
- (2) 申込期間
令和 5 年 1 月 27 日（金）から令和 5 年 2 月 6 日（月）まで
- (3) 申込方法
問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

8 提案書の提出方法

- (1) 提出書類
様式2「提案書」又は任意の様式
- (2) 提出期間
令和5年1月27日（金）から令和5年2月 6日（月）まで
- (3) 提出方法
問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

9 質問の受付・回答

- (1) 質問書類
様式3「質問書」又は任意の様式
- (2) 提出期間
令和5年1月 6日（金）から令和5年1月20日（金）まで
- (3) 提出方法
問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。
- (4) 回答
回答は、令和5年1月27日（金）に、石巻市ホームページにて公表します。

10 個別対話の実施方法

- (1) 実施期間
令和5年2月13日（月）から令和5年2月17日（金）
午前10時～午後5時
※具体的な対話の日時については、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者あてに連絡いたします。
- (2) 所要時間
1時間程度（対話の内容によっては超過する場合があります）
- (3) 場所
石巻市役所会議室
※実施日によって場所が変更となるため、決定日時と併せて場所の御連絡いたします。
- (4) その他
サウンディング調査は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、サウンディング調査の実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合は、提出分として3部を御持参ください。

11 対話内容の公表等

提案いただいた内容について、概要として取りまとめの上、令和5年3月頃に市のホームページで公表します。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。なお、「石巻市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

1 2 留意事項

(1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。

イ 本市及び提案者ともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

ウ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

(2) 費用等

本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払はありません。

(3) 追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

1 3 問い合わせ先

本調査に関することは以下に御連絡ください。

石巻市 市民生活部 廃棄物対策課 循環型推進係 高橋、星

〒986-8501 宮城県石巻市穀町1 4 番 1 号

電話 0225-95-1111 内線 3373 E-mail iswaste@city.ishinomaki.lg.jp